

和泉市お買い物割引チケット取扱店募集

和泉市では、新型コロナウイルス感染症により負担が増えた家計への支援および市内商業活性化のため、全市民を対象として、「和泉市お買い物割引チケット」を発行します。
割引チケットを利用できる取扱店を募集しますのでご登録ください。

和泉市お買い物割引チケットとは？

○概要 和泉市が全市民に、一人当たり3,000円分(額面500円×6枚)の和泉市内の登録店舗でお買い物等に使用できる割引チケットを郵送します。
割引チケットはお買い物1,000円ごとに1枚使用することができます。

(例) 1,000円のお買い物で、割引チケットを1枚使用することができ、500円割引となります。
3,980円のお買い物で、割引チケットを最大3枚使用することができ、最大1,500円割引となります。

- 有効期間 令和2年9月下旬～令和3年2月28日(日)まで
- 参加資格 ①和泉市内に立地する店舗・事業所があること
②和泉市お買い物割引チケット取扱店募集要項を遵守すること
※上記の募集要項は和泉商工会議所または和泉市のホームページに掲載しています。
- 対象業種 小売業・飲食業・サービス業等
※一部取り扱うことができない業種・商品等があります。(下記参照)
- 発行額 5億5,800万円(予定) 11億1,600万円の消費を喚起します。
- 申請方法 裏面の取扱店登録申請書をご記入の上、FAX又は郵送にて提出して下さい。
- 申請先 和泉市お買い物割引チケット事業事務局(和泉商工会議所内)
〒594-1144 和泉市テクノステージ3丁目1番10号
TEL:0725-53-0330/FAX:0725-53-4747
- 受付締切 令和2年8月25日(火)(必着)
※上記期日迄に登録頂きました店舗につきましては、割引チケット送付時の取扱店舗一覧チラシに掲載いたします。
※令和2年8月26日(水)以降の登録につきましては、和泉商工会議所または和泉市のホームページのみの掲載となります。

【割引チケットの対象とならない商品等】

出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など)、換金性の高いもの(有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等)、たばこ事業法に規定する製造たばこの購入、医療費、薬等の保険適用に係る支払い、事業活動に伴い使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入、土地・家屋の購入、家賃、地代、駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に係る支払い、現金との換金、金融機関への預け入れ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業に係るものへの支払い、特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い、割引チケットの交換又は売買。

※詳細については和泉商工会議所または和泉市のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】

和泉市お買い物割引チケット事業事務局(和泉商工会議所内)
〒594-1144 和泉市テクノステージ三丁目1番10号
TEL:0725-53-0330/FAX:0725-53-4747
受付時間 午前9時～午後5時15分(土・日・祝日を除く)